

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

亀岡市では、生涯学習都市宣言に掲げる「人間の尊重」を基本として、平和と人権の根づくまちづくりを進めている。教育においても「ともに学び ともに育ち ともに生きる かめおか教育の創造」を基本理念とし、「人権尊重」をすべての教育の基盤に据え、これまでもいじめの防止と対策の取り組みを推進してきたところである。

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け、亀岡市は、改めて、「いじめは決して許されない行為」であり、社会全体の課題であるとの認識のもと、児童生徒一人一人の人権をはじめ尊厳が尊重されるよう、学校・家庭・地域社会が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「亀岡市いじめ防止基本方針」（以下「亀岡市基本方針」という。）を策定する。

## 第 1 章 いじめの防止等の基本的な事項

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。（法第 2 条第 1 項）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、被害児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめには、多様な態様があることから、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。

※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については、「国のいじめ防止等のための基本方針」（以下「国の基本方針」という。）を参照

### 2 いじめの態様

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

#### （1）心理的苦痛

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれにされる。集団による無視をされる
- ・ パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる

#### （2）物理的苦痛

- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 金品をたかられる

### (3) 暴力的苦痛

- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

※ いじめ事象では、これらの態様が複合的に関係している場合がある。

## 3 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得る社会全体の課題であるとの認識のもと、児童生徒の一人一人が健やかに成長していくことができる、安全安心な社会を築いていく視点で取り組む。

- (1) すべての児童生徒がいじめをしない、また、いじめを知りながら放置する「傍観者」とならないため、いじめの問題への理解を深める教育・啓発の実施や、いじめが起こらない地域社会づくりに向けた関係者の継続的な取り組みなど、いじめの未然防止の観点が必要である。
- (2) いじめは、早期発見、早期対応が重要である。教職員をはじめ児童生徒に関わるすべての関係者が連携し、児童生徒の些細な変化やサインに気づき、いじめを認知し、対応していくことが大切である。また、児童生徒や保護者等が相談しやすい体制を整えるとともに、家庭・地域社会と連携し、児童生徒を見守ることが必要である。
- (3) いじめが起こっていることが確認された場合、又は、いじめが起こり得ると判断した場合は、学校は直ちに、被害児童生徒やいじめを通報した児童生徒の安全を確保したうえで、加害児童生徒に対して事情を確認し、適切に指導するなど迅速かつ組織的な対応を取ることが必要である。また、家庭への連絡や教育委員会へ報告・相談を行い、必要に応じ関係機関と連携して対応する必要がある。
- (4) 亀岡市の教育が目指す子ども像「ほっかほか心 ふるさと大好き かめおかつ子」は、学校・家庭・地域社会のあたたかな見守りの中で育まれるものであり、子どもの成長には社会全体の連携が不可欠である。いじめの防止等について、様々な機会を活用し、共通理解や幅広い連携・協働の取り組みを行うとともに、いじめ事案の解決に当たっては、状況に応じ、関係機関等との緊密な連携が必要である。

## 第2章 いじめの防止等のために亀岡市が実施する施策

亀岡市（亀岡市教育委員会含む）は「亀岡市基本方針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的に推進するため、必要な財政上及びその他必要な措置を講ずるものとする。

### 1 いじめの防止等のための亀岡市・亀岡市教育委員会の組織

#### (1) 亀岡市いじめ問題対策連絡協議会の設置

亀岡市は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等の対策について関係機関、団体の連携を図るため、「亀岡市いじめ問題対策連絡協議

会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

連絡協議会は、京都府南丹教育局、京都府家庭支援総合センター、京都府警察（以下「警察」という。）等関係機関、学識経験者、学校、保護者代表、亀岡市、亀岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）等で構成する。

## （２）亀岡市いじめ防止対策推進委員会の設置

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携のもとに、いじめ防止等の対策を効果的に実施するため、教育委員会の附属機関として、条例により「亀岡市いじめ防止対策推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置する。

推進委員会は、「亀岡市基本方針」に基づいたいじめの防止等に係る調査研究等、有効な対策を検討するため、専門的見地から審議を行うほか、法第28条第1項の重大事態の発生時における調査を行う。また、第三者機関としての機能を備えるため、弁護士、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識や経験を有する者等で構成し、公平性や中立性を確保するよう努める。

## （３）亀岡市いじめ調査委員会の設置

市長は、法第30条第2項に基づき、市長の附属機関として、条例により「亀岡市いじめ調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

教育委員会から法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受けた市長は、その重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態発生防止に資するため必要があると認めるときは、教育委員会又は学校の調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

調査委員会は、弁護士、学識経験者、心理や福祉等の専門的知識や経験を有する者等関係者と特別な利害関係のない第三者で構成し、当該調査の公平性、中立性を確保する。

## 2 いじめの防止等のための施策

### （１）いじめの防止

- ア 互いの個性や価値観の違いを正しく認め、自他の人格を尊重し合う豊かな感性と実践的態度の育成を図る。そのために、教育活動全体を通じての道徳教育と人権教育の充実を図る。
- イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自己有用感や達成感、充実感などを得るための教育活動を支援する。
- ウ 11月をいじめ根絶月間と位置づけ、市民に対し、いじめの防止等に関する啓発を行う。また、1年を通し、様々な機会を通じて啓発に努める。
- エ ネット上のいじめに関係する問題については、京都府をはじめ関係機関と連携して、防止と適切な指導に努める。

## (2) いじめの早期発見

- ア 定期的なアンケート調査や面談(教育相談等)を行うなど、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。
- イ いじめに関する相談や通報を受け付けるため、電話相談窓口となる「亀岡市サポートコール」の周知を行う。また、多様な相談窓口情報も周知し、関係機関等との連携を図る。
- ウ 地域で児童生徒のトラブルやいじめの疑いのある状況を発見した場合には、必ず学校に連絡するよう、地域住民に対して協力要請を行う。

## (3) いじめへの対処

- ア 教育委員会は、いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに必要な措置を講ずることを指示する。また、当該報告事案について自ら必要な調査を行う。
- イ 亀岡市サポートコールや関係機関等への相談や通報に対しては、学校と連携し、問題の解決に向けて迅速かつ適切な措置等を講ずる。
- ウ 教育委員会は、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、被害児童生徒等が安心して授業を受けられるよう、加害児童生徒の保護者に対して、必要な場合は速やかに出席停止の措置等を講ずる。
- エ 犯罪行為や重大な被害が生じる恐れがある場合は、警察等関係機関と連携して対応する。この場合は被害児童生徒等に配慮し、警察等関係機関への相談・通報等の対応を取るよう学校に対し指導・助言を行う。

## (4) 関係機関との連携

- ア いじめの防止等について、地域と連携して指導と対応を推進できるよう地域の関係団体等に協力要請を行う。また、学校が行う情報発信について指導・助言を行う。
- イ 警察や医療機関、京都府家庭支援総合センター、京都地方法務局、人権擁護委員、民生委員児童委員等必要な専門機関といじめの防止等について連携を図る。

## (5) 教職員の資質向上・研修の充実

- ア 教職員自らが人権感覚といじめの防止等に適切に対応できる指導力を身に付けるため、教職員を対象に定期的な研修・啓発を行う。
- イ ネット上のいじめに係る問題について、迅速な対処及び適切な指導が行えるよう、教職員研修の充実を図る。

# 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

## 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や亀岡市基本方針を踏まえ、学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を策定する。学校基本方針では、いじめの防止等の基本的な方向や取り組みの内容等について定める。また、策定後は速やかに公表し、保護者、地域社会の理解と協力を得る。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、法第22条及び亀岡市基本方針を踏まえ、いじめの防止等の対策に取り組むため、「いじめの防止等のための対策組織」（以下「学校対策組織」という。）を設置する。

学校対策組織は、学校の管理職や生徒指導主任等複数の教職員等によって構成することを基本とし、学校の教育活動の企画運営に関わる「運営委員会」や生徒指導上の諸課題に対応する「生徒指導部会」等の組織を活用することも可能である。

また、必要に応じて、民生委員児童委員や主任児童委員、心理や福祉の専門家など外部の専門家の参加・助言を求める。

## 3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

### (1) いじめの防止

教育相談体制の強化と面談等を定期的実施するほか、人権教育、道徳教育の充実を図り、「いじめは絶対に許さない」という学校・学級づくりに取り組む。また、児童生徒自らがいじめの解消に取り組むよう、児童会・生徒会活動を活性化するなど環境整備を行う。さらに、家庭や地域社会に対し、いじめの防止等の啓発を実施する。

### (2) いじめの早期発見

児童生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などをきめ細かく観察するとともに、個人ノートや連絡帳等を活用して児童生徒の理解に努める。また、児童生徒と共有できる空間と時間を確保して、いじめの兆候をいち早く把握し、早期発見につなぐ。

なお、被害児童生徒やいじめ情報を報告した児童生徒に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に伝え、その対策を講ずる。

### (3) いじめへの対処

いかなる場合でも被害児童生徒の側に立った指導を行い、「いじめられている側にも問題がある」という考えで指導してはならない。また、迅速で丁寧に取り組み、加害児童生徒に対しては厳しく適切な指導を行う。

### (4) 地域や関係機関との連携

学校基本方針に基づく取り組み等について、PTA、地域社会、関係機関に対し積極的に情報発信に努め、いじめの防止等について連携して取り組む。また、様々な機会に意見や情報の共有を図るものとする。

学校だけで解決することが困難と思われる場合は、警察や京都府家庭支援総合センター等の関係機関と積極的に連携を行う。

## 第4章 重大事態への対応

教育委員会又は学校は、いじめによる又はいじめの可能性のある行為等により、重大事態が発生した場合は、次のように対処する。

## 重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が\*相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(法第28条第1項)

\* 上記の「相当の期間」の目安となる欠席日数は、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義より、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手するなど、対処しなければならない。

### 1 重大事態の報告

学校は、重大事態又はその疑いのある事態が発生した場合には、速やかに教育委員会を通じて、その内容を市長に報告する。

### 2 調査主体の決定

重大事態の調査は、学校又は教育委員会が実施するが、実施主体は、教育委員会が判断する。

### 3 重大事態の調査

- (1) 学校が行う調査は、学校対策組織を母体として、速やかに実施する。なお、教育委員会は、その調査について必要な指導や情報提供などの支援を行う。学校による調査では、当該の重大事態への指導と対応や同種の事態の発生の防止につながる結果が得られないと教育委員会が判断した場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、附属機関の「推進委員会」によって調査を行う。
- (2) 教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、他の児童生徒や関係者の個人情報に十分配慮した上で、調査によって明らかになった事実関係の情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会又は学校は、調査結果について市長に報告する。その際、(2)の説明結果を踏まえ、被害児童生徒やその保護者が希望する場合は、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。

### 4 重大事態の再調査及び再調査結果を踏まえた措置

- (1) 調査結果の報告を受けた市長は、その重大事態への指導と対応や同種の事態の発生の防止に資するため、再調査が必要であると認める場合、「調査委員会」による再調査を行うことができる。
- (2) 再調査を行ったときは、被害児童生徒やその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

情報提供を行うに当たっては、被害児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信時における個人のプライバシー等への配慮に十分留意する。

- (3) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対応のために、指導主事や専門家の派遣など必要な支援を行う。

また、再調査を行ったときには、市長はその結果を市議会に報告する。  
なお、個人情報等に対しては必要な配慮を行う。

## **第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項**

亀岡市は、亀岡市基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・府の動向も踏まえ、亀岡市基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、連絡協議会での議論を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

教育委員会は、学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認するとともに、公表を指示するものとする。また、学校基本方針を見直した場合も同様とする。

### 重大事態発生後の流れ（フロー図）

